

# 第4回 名寄市立大学在り方検討委員会

日時：令和7年6月17日（火）

18時00分～

場所：名寄市役所名寄庁舎 4階第一委員会室

## 1 開 会

## 2 委員長挨拶

## 3 情報提供

- ・釧路公立大学への照会と回答
- ・類似公立大学の財務状況
- ・類似分野のある全国公立大学の定員充足状況一覧（保育）
- ・名寄市立大学教職員ヒアリング結果
- ・裁量労働制、クロスアポイントメント事例
- ・第13期中央教育審議会資料
- ・新見公立大学視察報告

## 4 議 事

### (1) 認証評価について

### (2) 公立大学法人化について

## 5 そ の 他

## 6 閉 会

[会議資料]

別添資料一覧

## 第4回名寄市立大学在り方検討委員会 資料

1	認証評価ポートフォリオ.....	1
---	------------------	---

自己点検・評価及び認証評価について

「点検評価ポートフォリオ 名寄市立大学」(2025年5月)概要(別途配布)

### 2 ガバナンス・コード

2-1	「公立大学ガバナンス・コード」について.....	2
-----	--------------------------	---

2-2	「公立大学ガバナンス・コード」抄.....	3
-----	-----------------------	---

### 【別冊冊子】

「点検評価ポートフォリオ 名寄市立大学」 2025年5月

「公立大学協会ガバナンス・コード」(第1版) 一般社団法人公立大学協会  
2023年1月30日 2024年5月29日一部改訂

## 自己点検・評価及び認証評価について

### 1 制度の概要

**自己点検・評価**：大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自己評価を行うこと。

**認証評価制度**：文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）が、大学等の教育研究等の総合的な状況等について、各認証評価機関が定める大学評価基準に基づき行う評価。大学等は政令で定められた期間（7年）ごとに自ら選択した認証評価機関による認証評価を受けることが義務付けられている。

評価結果の公表をもって大学等が社会的評価を受けること、また、評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図ることを目的とする。

- 2004-2010年度 第1期（自己点検・評価の実質化）
- 2011-2017年度 第2期（内部質保証システムの構築）
- 2018-2024年度 第3期（内部質保証システムの有効性）
- 2025年度～ 第4期（内部質保証の実質性）

### 2 名寄市立大学での経過

- 2011年 大学基準協会受審（第1回） 2012.04-2019.03
- 2018年 大学基準協会受審（第2回） 2019.04-2026.03
- 2024年 自己点検評価報告書作成・公表
- 2025年5月 大学教育質保証・評価センターに「点検評価ポートフォリオ」を提出
- 2025年6月～1月 書面評価、実地調査等
- 2026年3月 評価結果の確定と公表

### 3 認証評価機関

大学の機関別認証評価機関は5つあり、この内、大学教育質保証・評価センターについては公立大学を、大学改革支援・学位授与機構については国立大学を主に評価。日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会については、私立大学、私立短期大学を主に評価。

### 4 評価の観点等（大学教育質保証・評価センター）

大学評価基準の構成

基準1 基盤評価：法令適合性の保証

内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。）を、特に重点的に評価

基準2 水準評価：教育研究の水準の向上

基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展

## 「公立大学ガバナンス・コード」について

### 【経過】

2014年2月、中央教育審議会大学分科会は、「各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠」とする「大学のガバナンス改革の推進について」の審議まとめを公表した。

これを受け、同年8月、学校教育法他の法令改正について、次の通知がなされた。

#### 一 改正の趣旨

大学（短期大学を含む。以下同じ。）が、人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要である。今回の改正は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長の選考に係る規定の整備を行う等の所要の改正を行ったものである。

（「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」2014.08.29）

### 【公立大学のガバナンス・コード】

その後、国立大学協会（2020年3月策定）、公立大学協会（2023年1月策定）、私立大学協会（2019年3月策定）、私立大学連盟（2019年6月策定）では、各加盟大学にかかる「ガバナンス・コード」が策定されていった。

公立大学にかかる「ガバナンス・コード」の目的・意義等は、次のとおり。

#### ○ 目的・意義

大学のガバナンス改革は、2015年に行われた学校教育法の一部改正にも取り上げられたすべての大学における共通課題であり、各々の大学が自主的・自律的に取組まなければならないとされたものである。しかしながら、公立大学の組織に関しては、自治体が直接設置する場合と、公立大学法人に設置させる場合とでは依って立つ法令が異なる。また、法人設置の場合においても、法人の理事長が大学の学長となることを原則とするものの、設置自治体が定款に定めることにより学長を別に置くことも可能となっていること等により、多様な組織構造が存在する。

このため公立大学は、それぞれが依って立つ法令を遵守し、多様な政策理念を持つ設置自治体との間で大学運営に関する対話を深め、そのうえで大学の教職員とともに教学運営に対する責任を果たすことのできるガバナンスを確立していくことが求められる。本コードはその際に参照されるべき共通理念としての意義を持つものである。

#### ○ コンプライ・オア・エクスプレイン

周知のとおりガバナンス・コードは示された原則に準ずるか、原則によらない大学独自の事情がある場合はその理由を説明する（コンプライ・オア・エクスプレイン）という考え方を基礎としている。（以下、省略）

## 「公立大学ガバナンス・コード」(第1版) 抄

### ○ 目的・意義

本コードは、地域の強い要請に応じて地方自治体が自ら設立した公立大学が、その社会的責務を適切に果たすと同時に、多様なステークホルダーとの信頼関係をさらに確かなものにすることを目的として、公立大学に共通するガバナンスの基本原則について公立大学協会が示すものである。

大学のガバナンス改革は、2015年に行われた学校教育法の一部改正にも取り上げられたすべての大学における共通課題であり、各々の大学が自主的・自律的に取組まなければならないとされたものである。(後略)

### ○ 構成

公立大学協会は大学を会員とし、その代表者は学長であることから、本コードは大学及び学長の社会的責任について記述している。ガバナンス・コードはいわゆるソフト・ローと呼ばれるものであり、本コードは法令や公立大学法人の定款に優越するものではない。したがって本コードは、異なる制度基盤を有する公立大学が、それぞれに責任あるガバナンスの体制を構築するための基本原則として作成されている。

本コードは、大きく5つの基本原則から構成される。

基本原則1は、公益性の高い大学として共通的に策定すべき大学運営の骨格となるものとして策定した。

基本原則2は、公立大学の適切な経営の展開について、とりわけ学長のリーダーシップによる意思決定や体制構築、また学長に対する自律的な牽制機能に留意しながら述べたものである。公立大学法人が設置する大学においては、学長は設置法人の理事長あるいは副理事長の職務も果たすことが法定されており、自ずと法人の経営にあたることになる。一方で、自治体が直接設置する大学では教育公務員特例法に基づいた学長の選考方法など、異なる制度の下にある。ひとつのコードの中に、それらのすべてを示すことはせず、本コードにはあくまでもガバナンスの基本原則を理念として示すものとした。従って各公立大学には、本コードとともに各法令や定款等に基づき、適切な経営の展開を図ることを求めることになる。

基本原則3は公立大学の教育研究の発展に関し講ずべき事項を、基本原則4は公立大学がとりわけ重きを置く地域社会への貢献について、さらに基本原則5は持続可能性・多様性のある社会への対応について示した。

### ○ コンプライ・オア・エクスプレイン

周知のとおりガバナンス・コードは示された原則に準ずるか、原則によらない大学独自の事情がある場合はその理由を説明する(コンプライ・オア・エクスプレイン)という考え方を基礎としている。先述のように公立大学の設置形態ごとに依って立つ法令が異なることや、設置自治体の設置政策の方針が異なることから、本コード策定の目的は画一的に原則に準ずることを優先するものではなく、本コードを基礎において、それぞれの公立大学が様々な成り立ちや歴史的経緯に即した適切なガバナンスを確立し、社会に対する透明性を確保し、関係者への説明責任を果たすために活用していくことが重要となる。(後略)

## 基本原則 1 公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築

公立大学は、設置自治体が示す設置目的をミッションとして踏まえ、設置自治体から措置される基盤的経費を重要な財源として活用しながら、教育・研究、地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、地域の公共的財産として地域社会の発展に貢献する責任を負っている。この責任を果たしていくために、公立大学にはその自主性・自律性に基づいた目標・計画を作成し、それを実現に導くことのできる体制を構築することが求められる。

原則 1－1 公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定

原則 1－2 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築

原則 1－3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築

原則 1－4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成

原則 1－5 自ら実行する不断の改革

## 基本原則 2 公立大学の適正な経営の展開

公立大学が、自主的・自立的な環境の下、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、社会に対する役割を果たし続けるためには、学長がそのリーダーシップを発揮し、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築することが求められる。

またガバナンスの基本要素の一つとしてトップへの牽制機能が求められる。公立大学は、それぞれの制度環境に即して、学長に対する自律的な牽制機能について検討し、強化していく必要がある。

原則 2－1 学長をはじめとした経営執行部の責務

原則 2－1－1 学長の責務

原則 2－1－2 学長を支える補佐体制の構築

原則 2－1－3 戦略的な資源配分

原則 2－1－4 大学の経営執行部に求められる責務

原則 2－2 大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築

原則 2－2－1 外部ステークホルダーを交えた経営審議体制の構築

原則 2－2－2 教育研究の質の向上を図るための審議体制の構築

原則 2－2－3 大学業務に対する適切な監査体制の構築

原則 2－3 学長選考機関の責務

原則 2－3－1 公立大学のミッションを踏まえた責任ある学長の選考

原則 2－3－2 学長の解任のための手続きの整備

原則 2－3－3 学長の業務執行に関する評価

原則 2－4 法令遵守とリスクマネジメント

原則 2－4－1 法定事項に関する適切な情報開示

原則 2－4－2 研究活動における倫理の遵守

原則 2－4－3 大学特有のリスクに対する備え

原則 2－4－4 内部統制の仕組みの整備と運用体制

## 基本原則 3 教育研究の発展

公立大学は、地域における高等教育機関の中心的存在として大学が普遍的に有する教育機会の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社

会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値の提供などの社会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。

そのため、学長には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質の不断の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。

#### **原則 3-1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現**

原則 3-1-1 学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化

原則 3-1-2 学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成

原則 3-1-3 教育成果と学修成果の把握と可視化

#### **原則 3-2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築**

原則 3-2-1 自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善

原則 3-2-2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用

### **基本原則 4 地域社会への貢献**

公立大学は、設置自治体が示す設置目的のもとで、その活動を展開している。公立大学は大学が普遍的に有する教育・研究のみならず、それを通じた地域／社会貢献を行うことが求められる。

その際、公立大学は、地域が持つ歴史的・社会的な現実の中から、自らの教育・研究を発展させる創造的な契機をくみとり、地域社会との新しい関係を作ることによって、その社会的な役割を果たしていくことが求められる。

#### **原則 4-1 ステークホルダーとの信頼醸成**

原則 4-1-1 設置自治体との有機的な関係構築

原則 4-1-2 産学官連携、生涯教育等を通じた成果の還元による地域社会との関係構築

原則 4-1-3 大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築

#### **原則 4-2 地域の中核を支える共創拠点としての公立大学**

原則 4-2-1 地域への優れた人材の輩出

原則 4-2-2 地域経済・社会を支えるイノベーションの創出

原則 4-2-3 共創拠点としてのキャンパス整備

### **基本原則 5 持続可能性・多様性のある社会への対応**

大学は世界に開かれ、世界的な普遍的価値を生み出し、あまねく提供する存在となることが求められる。公立大学には、社会の持続的発展のために貢献するとともに、多様な価値観の社会に対応し、すすんで人権の尊重やハラスメントの防止に努めることが求められる。

#### **原則 5-1 持続可能な社会のための貢献**

#### **原則 5-2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進**

#### **原則 5-3 人権の尊重とハラスメントの防止**

# 点検評価ポートフォリオ 2025

## (名寄市立大学 要約版)

(名寄市立大学の認証評価に関する「点検評価ポートフォリオ」の要約・未確定版)

### 名寄市立大学の概要

#### 1 教育理念と特徴

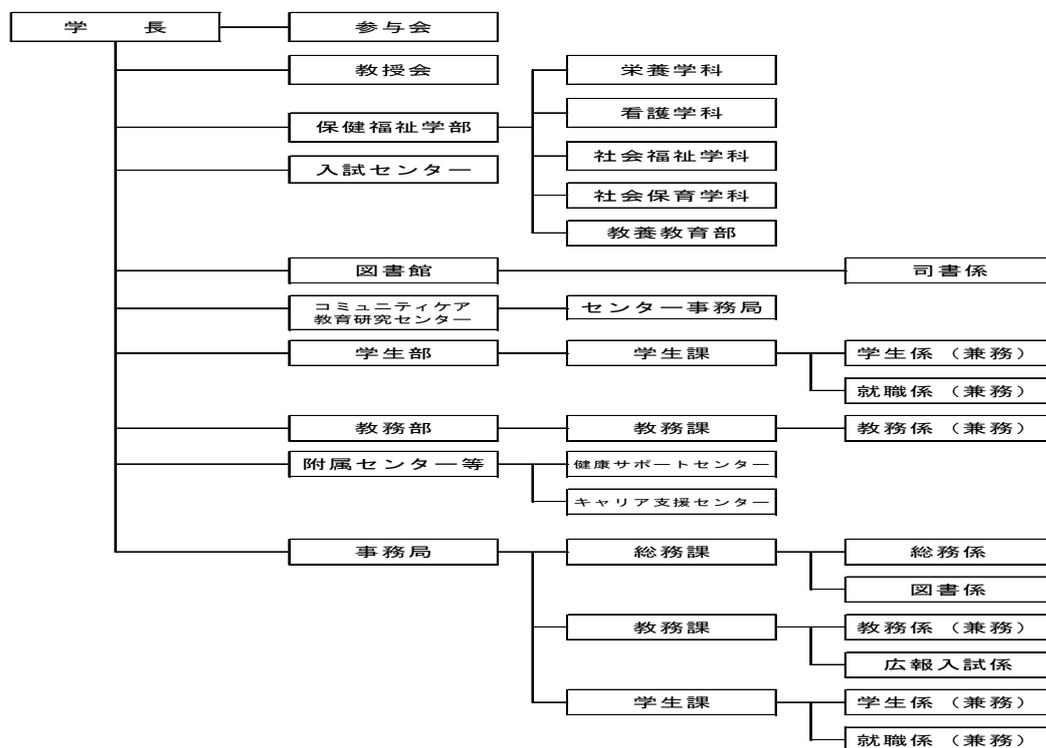
名寄市立大学は、「道北の地に大学教育を」という地域の願いにより名寄市が設置した名寄女子短期大学を前身とする。保健・医療・福祉及び保育、教育の分野に従事するケアの専門職を育成し、小規模ながらも地域に密着した教育研究活動を継続した「小さくてもきらりと光る大学」である。

#### 2 学部構成と学生、および教職員数

- 学部構成: 保健福祉学部、栄養学科、看護学科、社会福祉学科、社会保育学科
- 学生数: 780 名 (栄養学科 170 名、看護学科 222 名、社会福祉学科 202 名、社会保育学科 174 名)
- 教員数: 81 名、職員数: 44 名 (2025 年 5 月 1 日現在)

#### 3 大学組織図

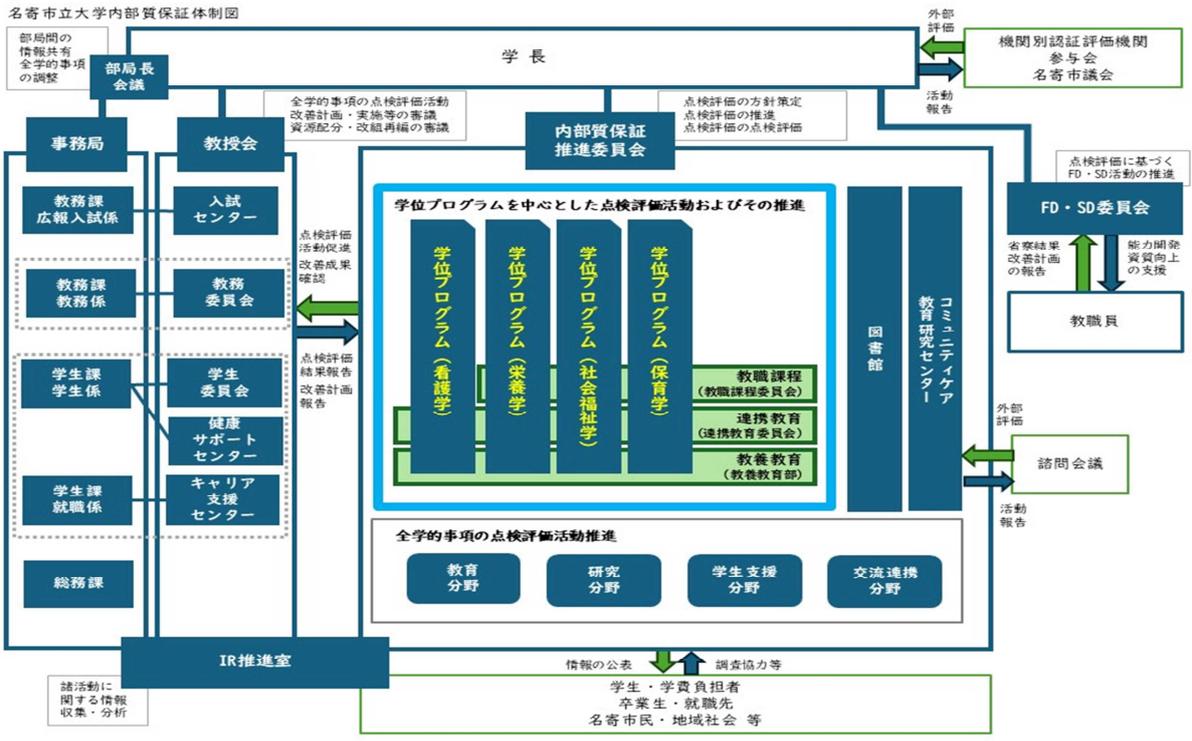
名寄市立大学組織図



#### 4 内部質保証体制

名寄市立大学は内部質保証推進委員会を設置し、『名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）』を定め、教育や研究の質を向上させるための取り組みを行っている。機関別認証評価機関の受審・評価のほか、外部評価機関として参与会を置いている。

# 内部質保証体制図



## I 「法令適合性の保証」に関する点検評価資料

### イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

#### ○大学の理念、目的

本学は、地域社会の保健・医療・福祉及び保育、教育の分野に従事する専門職を育成し、地域に密着した教育研究活動を継続している。地域住民の高等教育に対する期待に支えられ、「ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学」を理念としている。

一般教養を深め、専門に関する知識・技術を教授・研究するとともに、人間性豊かな職業人を育成し、地域社会の保健・医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的としている。

#### ○学部の組織と状況

保健福祉学部には栄養学科、看護学科、社会福祉学科、社会保育学科及び4学科共通の教養教育を担う教養教育部を置いている。収容定員は、学則に定め栄養学科は1学年40人、その他の学科は1学年50人である。2025年度の入学者数は201名、定員充足率は1.06であった。教員1人あたりの学生数は、栄養学科8.9、看護学科10.9、社会福祉学科12.6、社会保育学科11.6である。学部の学生数は適切である。

### ロ 教育研究実施組織に関すること

#### ○教員の組織など

本学は、学校教育法に基づいて教授会を置き、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べることと定めている。教育課程には、学校教育法及び大学設置基準に基づいて適切な資格を有する教員を配置し、教育内容及び施設・設備、教員配置基準等の指定規則を遵守している。各学科の教員配置は、「教員編制方針」を定め教育課程に則した配置を行い、学部として職階別教員数、年齢別教員数に著しい偏りはなく、教育研究組織は適切に構成されている。

教員の選考は「名寄市立大学教員選考規程」に基づき、採用及び昇任に係る選考を行っている。教員の採用は公募によって行い、その過程は規程等を遵守して進めている。

- 教員の教育研究や社会活動及び大学運営活動に関する評価は未実施であり、教育研究活動等の活性化と質保証、社会への説明責任などが課題である。

## ハ 教育課程に関すること

### ○入学者選抜

本学は、入試センターを中心とした組織体制で所定の規程を遵守のうえ、AP に沿って学力の三要素と関連付けた入試選抜を公正・公平な方法で実施している。

2018 年度の認証評価で是正勧告を受けた編入学試験については、定員を減じ見直しを行った。

### ○教育課程の編成、学位の授与など

本学は、理念・目的をふまえ、「連携教育の推進」「少人数教育の実践」「地域社会の教育的活用」を教育の基本方針とし、学位授与方針（DP）及び教育課程の編成・実施方針（CP）を定め、公表している。教育課程は DP 及び CP に即して編成し、それに基づき学位を授与している。資格取得については、各資格における指定規則に従い科目を配置し、所定単位を履修した学生に資格が授与されている。教育課程は教養教育課程と専門教育科目で構成している。各学科の専門教育科目は、履修 GUIDE 及び各学科のカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーに示している。

### ○シラバス

教授会等で「シラバス作成ガイドライン」「シラバス作成 MINIMUM ESSENCE」の周知徹底を図り、かつ記載事項について教務委員会で確認している。

### ○授業時間、履修登録単位の上限など

各年次における履修上限単位数は 50 単位と定めているが、資格・免許取得に関わり上限を超える場合には履修指導を実施している。また GPA 等を活用して成績不振者を把握し個別指導を徹底している。

授業料減免制度や給付型奨学金の支援、図書館等の学修空間の整備等といった学修環境整備にも取り組んでいる。

2018 年度認証評価で改善課題とされた「単位制度の実質化」としては、これらの総合的な取組みにより改善を図り、新たに定めた学修成果の評価方針に基づき継続的な点検・評価を行う。

### ○成績評価基準

評価基準方法や基準、成績通知については履修 GUIDE に記載し、入学時及び各学年学科ガイダンスで周知している。各科目の成績評価方法・基準をシラバスに明記し、開講時に担当教員が説明している。成績評価に関する異議申立制度を導入した。

### ○卒業判定・進級判定

定められた卒業要件に基づき、各学科会議、教務委員会及び教授会の議を経て学長が認定している。進級判定も卒業判定と同様の手続きを経て進級を認定している。進級判定及び進級要件については「進級判定に関する規程」を定め、履修 GUIDE やガイダンスを通して周知を図っている。

### ○学修成果の評価・改善への取組み

2018年度認証評価にて指摘された「学修成果の評価・改善」に関し、学修成果の評価方針を定め、IR推進室を中心に学修成果の把握と評価に取り組んでいる。また、内部質保証推進委員会において現状とその課題を共有し、継続的な改善に取り組んでいる。

- 学生の学修到達度や教育効果の具体的検証とそれに基づくPDCAの実効化が課題。

## 二 施設及び設備に関すること

### ○教育研究環境

本学は、教育研究活動に必要な施設・設備の整備を進めている。「将来構想（ビジョン2026）」においては、ICT環境の充実やバリアフリー化の推進等を整備方針に定めている。特に、特別な支援を必要とする学生への対応の一環として、バリアフリー化を計画的に進め、継続的な改善に努めている。

### ○教育研究上必要な資料、図書館

図書館は、学生・教職員及び地域住民に快適な利用環境を提供することを目的とし、学術情報などの有効活用と利用者サービスの強化に努めている。アクティブエリアやプレゼンテーションルームなど「ラーニング・コモンズ」を設置し学生の主体的学びを促進している。

## ホ 大学運営に必要な組織及び厚生補導等に関すること

### ○大学運営に関する組織

本学は、「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」において、組織構成、部局の編成、事務分掌、各部局の長等の職務内容を明示し、教職・協働についての体制を整えている。

### ○学生支援と厚生補導など

本学は、学生の進路選択を支援するキャリア支援センターに専門職員を配置している。また、学生の心身の健康管理のための健康サポートセンターには、医師、看護師、相談員などを配置し、保健管理、健康相談業務を行っている。学生自治会などの団体活動は学生委員会が所管し、学生課が支援している。地域交流活動や国際交流活動についてはコミュニティケア教育研究センターが所管し、活動を支援している。また、教務課、学生課、教務委員、学生委員の他、各学科の学年担当委員・ゼミ担当教員が支援の必要な学生を把握し、支援している。なお、障害者差別解消法にもとづき、教職員の対応要領を定めている。

### ○人権擁護とハラスメント防止

すべての構成員が不当な不利益を受けることなく、安全かつ快適な環境で生活ができるよう、人権擁護及びハラスメントに関するガイドラインや手続き要綱を定め、人権擁護委員会を設置し、相談員を配置して取り組んでいる。

### ○経済的支援等

授業料等減免、奨学金給付、海外留学等奨学金などのほか、学外実習に伴う経済的負担の軽減のため実習経費等助成により経済的負担の軽減をはかっている。

## へ 卒業認定、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受け入れに関すること

### ○3のポリシーの策定

本学の理念及び目的に基づき続き、3つのポリシー（DP、CP、AP）を定め、内部質保証推進委員会において見直しを継続的に行っている。策定の基本方針、策定単位等を委員会で

確認し、整合性・一貫性の確保に努め、IR推進室によるデータ収集、分析をふまえ必要に応じワーキングを組織し、実効性のある体制での見直しを行っている。

#### ○運用及び点検・評価、改善

各学科での PDCA サイクルを内部質保証体制の中核とし、3つのポリシーに基づいた入学者選抜、教育の実施、卒業認定・学位授与などの目標が適切に達成されているかを点検・評価、改善・改革を継続的に実施している。

- DP の精選と DP の定める資質・能力を総合的・客観的に評価する必修科目の検討が課題。

### ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公開に関すること

#### ○情報公表の目的、方法等

本学は、学校教育法に基づき、教育研究の成果の普及および活用の促進を目的として、教育研究活動の状況を公表している。教育研究水準の向上を図るため、自己点検・評価を実施し、結果を公表している。以下の二点を目標として情報公表の基本方針を策定している。

- ①学生及び学費負担者、入学希望者等に対して修得できる能力、そのための教育課程及び教育環境等に関する情報を明示する
- ②広く社会に対して学生の学修成果および大学の教育成果に関する情報を明示する

情報公表の基本方針において、多様な媒体を用い、わかりやすく周知できる方法等工夫することを定めている。

#### ○教育研究活動、厚生補導及び学生支援等に関する情報の公表

本学は、大学案内、履修 GUIDE、ホームページ等を通して学生・学費負担者、志願者等に対し、教育活動に関する情報を公表している。また、公式ホームページ等のほか、大学紀要、各学科等及びコミュニケア教育研究センター等において学術論文など発行し、機関リポジトリで公開し、教員の研究成果はホームページ「教員総覧」に掲載している。

「健康サポートセンター年報」、「大学案内」、「名寄市立大学ファクトブック」等を通して厚生補導及び学生支援に関する情報を公表している。

このほか「地域と住民」、「ケア研タイムス」、デジタルブック「教員シーズ集」、公開講座を通して社会連携等に関する情報の公開につとめている。

- 公式ホームページの仕様が古く、効果的に活用できていない点が課題。

### チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

#### ○内部質保証に関する方針と体制

本学は、内部質保証の方針、内部質保証体制図を策定し、各学科、各部局及び学内委員会等を単位とした質保証の取組みと質保証の手続きや改善等の枠組みを明示している。得られた情報などは参与会等による外部評価、機関別評価など第三者評価に活用している。学修成果の評価方針及び内部質保証 PDCA スケジュールを定め、点検・評価の年間計画を明示している。

#### ○教育課程の点検・評価など

各学科は、DP、CP、AP を定め、学修成果の評価方針に基づき点検・評価を行うことにしている。外部評価としては、参与会による、将来計画、教育研究活動、地域連携、大学運営に関する重要事項等の審議をおおぐとともに、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価

機関による評価を受けている。

#### ○教員の能力の保証と開発

FD・SD委員会を置き研修の企画、実施及び点検・評価を行っている。2018年度認証評価において、教員が研究に専念する体制整備について改善が求められたことに対し、研究成果創設支援プロジェクトを設置し、改善に着手している。

- 内部質保証体制及び内部質保証 PDCA スケジュールの実効化が課題。

#### リ 財務に関すること

本学は、安定した財務状況を維持しており、2018年度から大学財務を名寄市特別会計に位置づけ、収支情報を市広報等で公表し透明性のある情報提供を行っている。予算編成や監査体制も整備されている。学術研究の充実を図るうえで各教員に研究費を配分するほか、学術研究等支援特別枠やコミュニティーケア教育研究センター課題研究などで研究費の助成を行っている。

#### ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

##### ○ICTの整備

本学は、ICT環境の充実及び更新作業を計画的に行い、学生が利用できるフリーWi-Fiなどを整備し、学内での通信環境の充実を図っている。

##### ○継続的な研究成果創出のために

2018年度の大学評価において、教員が研究に専念するための研究時間の確保などの措置を講じるよう改善が求められた。全学的な研究時間の調査を実施、業務の平準化、委員会の再編に取り組むこととしたが、実現していない。

2025年度より研究成果創出支援プロジェクトを設置し、取り組みを進める予定である。

- 優れた研究成果の継続的な創出を支援する取組みが課題。

### II 「教育研究水準の向上」に関する点検評価資料（以下タイトルのみ）

- 新たな内部質保証の方針策定と内部質保証体制の見直し
- 3つのポリシーの見直し
- 学修成果の評価方針の策定
- 学修成果と学修時間の保証する総合的取組み
- 研究成果創出支援プロジェクトの設置

### III 「特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料（以下タイトルのみ）

- 4学科混成少人数ゼミナールによる初年次教育
- 専門性を超えた連携と協働：連携教育
- 地域をフィールドとした教育研究と人材育成：コミュニティーケア教育研究センター
- 援農有償ボランティア事業による食農教育と地域理解
- 教育研究活動を支える教職協働に向けたFD・SD研修

# 公立大学ガバナンス・コード (第1版)

2023 年 1 月 30 日

2024 年 5 月 29 日一部改訂

一般社団法人 公立大学協会

# 目次

はじめに .....	4
------------	---

<b>基本原則1 公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築 .....</b>	<b>6</b>
---	----------

- 原則1-1 公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定
- 原則1-2 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築
- 原則1-3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築
- 原則1-4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成
- 原則1-5 自ら実行する不断の改革

<b>基本原則2 公立大学の適正な経営の展開 .....</b>	<b>7</b>
----------------------------------	----------

- 原則2-1 学長をはじめとした経営執行部の責務..... 7
  - 原則2-1-1 学長の責務
  - 原則2-1-2 学長を支える補佐体制の構築
  - 原則2-1-3 戦略的な資源配分
  - 原則2-1-4 大学の経営執行部に求められる責務
- 原則2-2 大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築 ..... 7
  - 原則2-2-1 外部ステークホルダーを交えた経営審議体制の構築
  - 原則2-2-2 教育研究の質の向上を図るための審議体制の構築
  - 原則2-2-3 大学業務に対する適切な監査体制の構築
- 原則2-3 学長選考機関の責務..... 8
  - 原則2-3-1 公立大学のミッションを踏まえた責任ある学長の選考
  - 原則2-3-2 学長の解任のための手続きの整備
  - 原則2-3-3 学長の業務執行に関する評価
- 原則2-4 法令遵守とリスクマネジメント..... 9
  - 原則2-4-1 法定事項に関する適切な情報開示
  - 原則2-4-2 研究活動における倫理の遵守
  - 原則2-4-3 大学特有のリスクに対する備え
  - 原則2-4-4 内部統制の仕組みの整備と運用体制

**基本原則3 教育研究の発展..... 10**

原則3-1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現

原則3-1-1 学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化

原則3-1-2 学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成

原則3-1-3 教育成果と学修成果の把握と可視化

原則3-2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築

原則3-2-1 自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善

原則3-2-2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用

**基本原則4 地域社会への貢献..... 11**

原則4-1 ステークホルダーとの信頼醸成

原則4-1-1 設置自治体との有機的な関係構築

原則4-1-2 産学官連携、生涯教育等を通じた成果の還元による地域社会との関係構築

原則4-1-3 大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築

原則4-2 地域の中核を支える共創拠点としての公立大学

原則4-2-1 地域への優れた人材の輩出

原則4-2-2 地域経済・社会を支えるイノベーションの創出

原則4-2-3 共創拠点としてのキャンパス整備

**基本原則5 持続可能性・多様性のある社会への対応..... 12**

原則5-1 持続可能な社会のための貢献

原則5-2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進

原則5-3 人権の尊重とハラスメントの防止

## はじめに

### ○ 目的・意義

本コードは、地域の強い要請にこたえて地方自治体が自ら設立した公立大学が、その社会的責務を適切に果たすと同時に、多様なステークホルダーとの信頼関係をさらに確かなものにするを目的として、公立大学に共通するガバナンスの基本原則について公立大学協会が示すものである。

大学のガバナンス改革は、2015年に行われた学校教育法の一部改正にも取り上げられたすべての大学における共通課題であり、各々の大学が自主的・自律的に取組まなければならないとされたものである。

しかしながら、公立大学の組織に関しては、自治体が直接設置する場合と、公立大学法人に設置させる場合とでは依って立つ法令が異なる。また、法人設置の場合においても、法人の理事長が大学の学長となることを原則とするものの、設置自治体が定款に定めることにより学長を別に置くことも可能となっていること等により、多様な組織構造が存在する。

このため公立大学は、それぞれが依って立つ法令を遵守し、多様な政策理念を持つ設置自治体との間で大学運営に関する対話を深め、そのうえで大学の教職員とともに教学運営に対する責任を果たすことのできるガバナンスを確立していくことが求められる。本コードはその際に参照されるべき共通理念としての意義を持つものである。

### ○ 構成

公立大学協会は大学を会員とし、その代表者は学長であることから、本コードは大学及び学長の社会的責任について記述している。ガバナンス・コードはいわゆるソフト・ローと呼ばれるものであり、本コードは法令や公立大学法人の定款に優越するものではない。したがって本コードは、異なる制度基盤を有する公立大学が、それぞれに責任あるガバナンスの体制を構築するための基本原則として作成されている。

本コードは、大きく5つの基本原則から構成される。

基本原則1は、公益性の高い大学として共通的に策定すべき大学運営の骨格となるものとして策定した。

基本原則2は、公立大学の適切な経営の展開について、とりわけ学長のリーダーシップによる意思決定や体制構築、また学長に対する自律的な牽制機能に留意しながら述べたものである。

公立大学法人が設置する大学においては、学長は設置法人の理事長あるいは副理事長の職務も果たすことが法定されており、自ずと法人の経営にあたることになる。一方で、自治体が直接設置する大学では教育公務員特例法に基づいた学長の選考方法など、異なる制度の下にある。ひとつのコードの中に、それらのすべてを示すことはせず、本コードにはあくまでもガバナンスの基本原則を理念として示すものとした。従って各公立大学には、本コードとともに各法令や定款等に基づき、適切な経営の展開を図ることを求めることになる。

基本原則3は公立大学の教育研究の発展に関し講ずべき事項を、基本原則4は公立大学がとり

わけ重きを置く地域社会への貢献について、さらに基本原則5は持続可能性・多様性のある社会への対応について示した。

このような原則を示すことで大学をはじめとして、法人、設置自治体等が果たすこととなる様々な責任について、ガバナンスの観点から対話が深まることが期待される。

## ○ コンプライ・オア・エクスプレイン

周知のとおりガバナンス・コードは示された原則に準ずるか、原則によらない大学独自の事情がある場合はその理由を説明する(コンプライ・オア・エクスプレイン)という考え方を基礎としている。先述のように公立大学の設置形態ごとに依って立つ法令が異なることや、設置自治体の設置政策の方針が異なることから、本コード策定の目的は画一的に原則に準ずることを優先するものではなく、本コードを基礎において、それぞれの公立大学が様々な成り立ちや歴史的経緯に即した適切なガバナンスを確立し、社会に対する透明性を確保し、関係者への説明責任を果たすために活用していくことが重要となる。

本コードは、公立大学としてのガバナンスについて示すものであるが、適切なガバナンスは大学の努力によってのみ実現されるものではない。そこに関わる設置自治体、市民や企業をはじめとする各種のステークホルダー、学生や教職員それぞれの責任の自覚も求められる。従って、本コードを巡って、公立大学と多くの関係者が、相互理解を深めるための対話を重ねることで、公立大学の改革と設置自治体の発展がもたらされるものと考えられる。

なお、公立大学協会としては、各大学に対して本コードへの適合状況の公表を求めたり、本コードをひな型にした個別大学のガバナンス・コードの策定・公表等を求めたりするものではない。

## ○ 内容の見直し

本コードに示す各原則は、異なる状況にある公立大学からの意見を踏まえて検討したうえで、なお調整点を残しつつも、公立大学が総体として社会に対する責任を果たすためにまとめられたものである。今後、より適切なコードのあり方に向けた議論の深化を図るとともに、社会状況や制度環境は常に変化するものであり、その変化に即した各原則の見直しが求められる。

こうした見直しの議論を通じて、公立大学に関わる全ての関係者が公立大学のガバナンスについての理解をさらに深めていくことが期待される。

## **基本原則1 公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築**

公立大学は、設置自治体を示す設置目的をミッションとして踏まえ、設置自治体から措置される基盤的経費を重要な財源として活用しながら、教育・研究、地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、地域の公共的財産として地域社会の発展に貢献する責任を負っている。この責任を果たしていくために、公立大学にはその自主性・自律性に基づいた目標・計画を作成し、それを実現に導くことのできる体制を構築することが求められる。

### **原則1－1 公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定**

公立大学は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定する。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を示すなど、透明性の確保に努めていく。

### **原則1－2 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築**

公立大学は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備する。その際、大学の活動についてのデータを収集・分析し、意思決定を支援するための IR 機能等の充実など、エビデンスベースによる検証、資源配分の見直しに努めていく。

### **原則1－3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築**

公立大学は、ミッションを実現するため、設置自治体からの運営費交付金等を重要な財政基盤としていることから、大学内部の人的・物的資源等を戦略的、効率的、効果的に配分するとともに、教職協働により教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営の体制を構築する。

### **原則1－4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成**

公立大学は、社会に対する役割を継続的に果たしていけるよう、性別や国際性などの観点から多様な人材を確保するとともに、大学経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性・戦略性を有する人材、地方自治制度や高等教育制度に精通する人材等、高度な専門性を有する人材を長期的な視点に立って計画的に育成する。特に、大学の運営の重要な担い手である事務職員については、中長期的な人材育成計画や人事異動方針等を策定する。

### **原則1－5 自ら実行する不断の改革**

公立大学は、社会が急速に変化する中で、地域社会から欠くべからざる存在であり続けるために、自ら不断の改革を実行するとともに、その成果を積極的に社会に発信する。

## 基本原則2 公立大学の適正な経営の展開

公立大学が、自主的・自立的な環境の下、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、社会に対する役割を果たし続けるためには、学長がそのリーダーシップを発揮し、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築することが求められる。

またガバナンスの基本要素の一つとしてトップへの牽制機能が求められる。公立大学は、それぞれの制度環境に即して、学長に対する自律的な牽制機能について検討し、強化していく必要がある。

### 原則2-1 学長をはじめとした経営執行部の責務

#### 原則2-1-1 学長の責務

学長は、基本原則1に掲げる事項を踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の考え方を明らかにし、教職員の理解を得て、その意欲と能力を引き出すとともに、学生等に対しても情報発信に努めるべきである。また、自大学の教育研究の成果が最大化されるようリーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて大学経営を行う。

#### 原則2-1-2 学長を支える補佐体制の構築

学長は、副学長、学長補佐等の人材を適材適所に責任をもって学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行へのサポートが機能する体制を整備する。

#### 原則2-1-3 戦略的な資源配分

学長は、原則1-2及び1-3で整備した体制を通じ、予算・人事・組織編制等について、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証する。

#### 原則2-1-4 大学の経営執行部に求められる責務

大学の経営執行部は、大学経営の重要事項について迅速かつ十分な検討等を行うことで、学長の意思決定を支え、大学の適正な経営を確保する。

### 原則2-2 大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築

#### 原則2-2-1 外部ステークホルダーを交えた経営審議体制の構築

公立大学は、業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様なステークホルダーの幅広い意見を聴き、その知見を積極的に大学経営に反映させるために経営に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その役割を踏まえ適切な議題の設定をはじめ、明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、外に開かれた組織となるよう学外委員を半数以上で構成するなど、審議を活性化させるため運営方法を工夫する。

### 原則2-2-2 教育研究の質の向上を図るための審議体制の構築

公立大学は、教育研究の質の向上を図り、教育・研究・地域／社会貢献の機能を最大限発揮できる教学運営を実現するため、教育研究に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その責務を十全に果たせるよう、他の会議体との役割分担を明確にし、会議運営を工夫する。

### 原則2-2-3 大学業務に対する適切な監査体制の構築

公立大学は、監査等の業務を通じて効果的・明示的に牽制機能を果たすことができる体制を整備するとともに、担当する監事等がそれらを適切にチェックできる仕組みを工夫する。

## **原則2-3 学長選考機関の責務**

### 原則2-3-1 公立大学のミッションを踏まえた責任ある学長の選考

選考機関は、学長の選考や解任、学長の業績評価等を担うこととなる会議体であることから、中立性・公正性を担保するため、外に開かれた組織となるよう選考委員の半数以上を学外委員とするなど、選考委員の選任方法や選考理由については透明性の確保に努めるべきである。そのうえで選考機関は、自らの権限と責任に基づき、学長に求められる人物像(資質・能力等)を明らかにするとともに、広く学内外から学長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行う。

### 原則2-3-2 学長の解任のための手続きの整備

選考機関は、学長の選考を行うとともに、学長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても学長の解任を申し出る役割があり、選考機関は、迅速かつ公正にこれを行うことができるよう、予め学長の解任を申し出るための手続や公表の手順について整備する。

### 原則2-3-3 学長の業務執行に関する評価

選考機関は、学長の選任の後も、学長の業務が適切に執行されているか評価を行う。評価にあたっては、法人の自己評価など既存の評価を参考にするとともに、教職員等からのヒアリングを行うなど、学長が大学内部において果たしている実態について適切に状況を把握して行うほか、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、選考機関による学長の選考を一過性のものにとすることなく、学長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つ。

## 原則2-4 法令遵守とリスクマネジメント

### 原則2-4-1 法定事項に関する適切な情報開示

公立大学は、設置自治体からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共体として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るため、公正な運営に努めるとともに透明性の確保が求められる。法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、大学運営、教育・研究・地域／社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表する。

### 原則2-4-2 研究活動における倫理の遵守

公立大学は、所属する研究者一人一人に高い研究倫理を身につけさせるとともに、研究インテグリティを確保し、組織としての自己規律を図ることが求められる。そのため、適切な環境の整備や研修体制を構築するとともに、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制を構築する。

### 原則2-4-3 大学特有のリスクに対する備え

公立大学は、大学特有のリスクに対し常に備えることにより、業務の継続性を維持できるよう、サイバーセキュリティを確保するとともに、必要な体制整備を行う。

### 原則2-4-4 内部統制の仕組みの整備と運用体制

公立大学は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、大学経営及び教育・研究・地域／社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要がある。そのために、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的な見直しを図る。

## 基本原則3 教育研究の発展

公立大学は、地域における高等教育機関の中心的存在として大学が普遍的に有する教育機会の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値の提供などの社会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。

そのため、学長には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質の不断の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。

### 原則3-1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現

#### 原則3-1-1 学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化

公立大学は、基本原則1で掲げるミッションやビジョンを踏まえ、大学に置かれる学位プログラム毎に学修目標を分かりやすく具体的に設定する。また、その学修目標を達成するために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を実質的に機能するよう適切な策定単位で定め、不断の見直しを行う。

#### 原則3-1-2 学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成

公立大学は、原則3-1-1で掲げる学修目標を達成するため、個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、学修者の目線に立った教育課程を体系的・組織的に編成する。

#### 原則3-1-3 教育成果と学修成果の把握と可視化

公立大学は、原則3-1-2で掲げる教育課程を通じ、原則3-1-1の学修目標で定めた資質・能力を育成できているかどうか、また学生一人一人が自らの学びによりその資質・能力が獲得できたことを実感・説明できるよう、教育成果と学修成果の把握・可視化に努める。

### 原則3-2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築

#### 原則3-2-1 自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善

公立大学は、自己点検・評価のための適当な体制を整えるとともに、適切な項目を定め自己点検・評価を行い、教育研究活動の継続的な改善を図る必要がある。これを機能させるために、教学の取組みを可視化し、改革に資するためのFD、SD及び教学IRを推進すると同時に、必要な高度な専門性の涵養を図りつつ、教職協働の深化に努める。

#### 原則3-2-2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用

公立大学は、原則3-1-3で掲げた取組みを通じて、学修者本人や社会が期待する学修成果を示すことが教育の質保証の観点から重要である。したがって、学修成果の継続的なモニタリングを行い、原則2-4-1で掲げる法定事項のみならず、学修者や社会が求める情報の公表も積極的に進める。また他大学との差異や、それぞれの大学の強みや特色を分析し、打ち出していく上でも重要な仕組みとして、認証評価等の外部評価を活用する。

## 基本原則4 地域社会への貢献

公立大学は、設置自治体が表示設置目的のもとで、その活動を展開している。公立大学は大学が普遍的に有する教育・研究のみならず、それを通じた地域／社会貢献を行うことが求められる。

その際、公立大学は、地域が持つ歴史的・社会的な現実の中から、自らの教育・研究を発展させる創造的な契機をくみとり、地域社会との新しい関係を作ることによって、その社会的な役割を果たしていくことが求められる。

### 原則4-1 ステークホルダーとの信頼醸成

#### 原則4-1-1 設置自治体との有機的な関係構築

公立大学は、基本原則1で掲げるミッションやビジョンのもとで取り組まれる諸活動が地域にとってもより有益なものとなるよう、設置自治体と伴走し、相互のコミュニケーションにより信頼を醸成することが重要である。また、設置自治体が定める目標に対し、適切な計画の策定や、効果的・効率的な業務の実施・評価を通じ、相互の理解と調和に基づく適切な大学運営を進めていく。

#### 原則4-1-2 産学官連携、生涯教育等を通じた成果の還元による地域社会との関係構築

公立大学は、人材の育成や地域への定着、産学官連携を通じた地域産業の振興及び社会課題の解決、地域住民への多様な教育機会の提供などの実現に向けて行動することによって、地域社会と相互に信頼関係を構築していく。

#### 原則4-1-3 大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築

公立大学は、大学運営の財政を支える地域住民等から理解と支持を得るため、情報公表を通じて透明性を確保しながら、地域に信頼される大学としての存在感を高めていく。

### 原則4-2 地域の中核を支える共創拠点としての公立大学

#### 原則4-2-1 地域への優れた人材の輩出

公立大学は、大学が持つ資源を活かし地域と協働することで、その地域ならではの質の高い人材育成に取り組むとともに、地域に輩出する人材全体の質の向上に努める。

#### 原則4-2-2 地域経済・社会を支えるイノベーションの創出

公立大学は、優秀な研究者の確保をはじめ、研究の高度化を支援するための人材育成を通じて、地域が抱える様々な課題や取り組むべき事項に対応し、地域経済・社会を支えるイノベーションを創出する。

#### 原則4-2-3 共創拠点としてのキャンパス整備

公立大学は、多様なステークホルダーが関与しながら新たな価値を生み出す共創拠点としての期待も寄せられている。その機能を充実させるためのキャンパス・施設等の整備をはじめ、原則4-2-2で掲げるイノベーション創出のため、多様な人材が交流できる機能を充実させる。

## **基本原則5 持続可能性・多様性のある社会への対応**

大学は世界に開かれ、世界的な普遍的価値を生み出し、あまねく提供する存在となることが求められる。公立大学には、社会の持続的発展のために貢献するとともに、多様な価値観の社会に対応し、すすんで人権の尊重やハラスメントの防止に努めることが求められる。

### **原則5-1 持続可能な社会のための貢献**

公立大学は、持続可能な社会の構築に貢献するため、そのミッションやビジョンに応じ積極的に対応するとともに、地域社会に対して大学の持つ資源や成果を還元していく。

### **原則5-2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進**

公立大学は、多様性を重んじ、性別、年齢、人種や国籍、障害の有無等にかかわらず、学生や教職員等の能力が最大限発揮できる機会を構築する。また、社会の発展が多様な知識や感性によって牽引されてきたことを踏まえ、学生の社会進出、教職員の採用、幹部職員への登用など、大学におけるあらゆる場面において、男女が共同参画し活躍できるよう各大学において計画的な取組みを進めていく。

### **原則5-3 人権の尊重とハラスメントの防止**

公立大学は、学生・教職員はもとより、大学の諸活動に関わるすべての関係者の人権が尊重されるよう配慮する。大学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう、組織的な取組みを進めていく。

公立大学ガバナンス・コードに関するお問い合わせ

一般社団法人公立大学協会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル B106

TEL:03-3501-3336 FAX:03-3501-3337 E-mail:jimu@kodaikyo.org